

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2022年4月22日

株式会社トリプルアイズ

代表取締役 山田 雄一郎

問合せ先： 経営戦略本部 03-3526-2201

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念「テクノロジーに想像力を載せる」に基づき、世界中の人々に優しく社会を牽引するICTサービスを提供することを目指しております。また、DX時代の先駆者として、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させることができがSDGsの目標達成に寄与すると考えております。そのため、イノベーションを生み出しやすい企業風土の醸成が必要と考えていることから、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しております。企業倫理と法令遵守の徹底および内部統制の強化を推進とともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主をはじめとするステークホルダーに適切な利益を継続的に確保・還元するため、企業価値の拡大に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福原 聖子	2,347,000	37.48
株式会社コスモウエア	1,800,000	28.74
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド 1号有限責任事業組合	470,000	7.50
JPE 第1号株式会社	400,000	6.39
株式会社キューブシステム	300,000	4.79
株式会社TOKAI コミュニケーションズ	250,000	3.99
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	125,000	2.00
東港金属株式会社	100,000	1.60
山田 雄一郎	90,000	1.44
加藤 慶	52,000	0.83

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主（親会社を除く）名	福原 聖子
---------------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

【大株主の状況】は、2022年4月22日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、福原聖子とその資産管理会社である株式会社コスマウエアの所有株式数を合計すると、当社の過半数の株式を保有しているため、福原聖子を支配株主と認定するものです。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	8月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的な取引条件と同等の条件に照らしあわせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
飯塚健	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯塚健	○	—	財務および会計に関する幅広い知識と経験を有しており、当社経営に的確な助言や経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮することを期待しているため。なお、一般株主に利益相反が生じる恐がない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。また、同氏は当社株式を6,000 株保有しておりますが、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者ではないなど、独立性に関し東京証券取引所が定める事項に該当するものはないと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部統制機能を有効に機能させるために、監査役による監査、内部監査、会計監査人である有限責任あずさ監査法人による監査の連携を高めるとともに、それぞれが独立した立場から、内部統制に係る整備状況を継続的に検証していくことが必要と考えております。このことから定期的に関係者が集まり、監査方針、監査計画等の確認を行い、会計監査の実施状況等について積極的な意見交換、情報交換を行うことで、内部統制の有効性の確保につとめております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋憲	公認会計士・税理士													
鈴木規央	弁護士・公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋憲	○	—	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明をいただきており、社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
鈴木規央	○	—	企業法務に精通する弁護士として専門的な知見と経験に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただけるものと考えております、社外監査役および独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプション制度を導入しております。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員等の業務に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務の内容、実績・成果等の職務執行状況を総合的に勘案して取締役会で決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営戦略本部が行っております。

具体的には、取締役会の資料について経営戦略本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行および監督

<取締役会>

取締役会は、常勤の取締役3名のほか、社外取締役1名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は、原則として、毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項の審議および意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合は、適宜取締役会を開催することとしております。2021年8月期は取締役会を18回開催しております。社外取締役（1名）からは、営業戦略あるいは財務戦略等について、積極的に発言・助言を得ております。

<執行役員制度>

経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、取締役会の監督のもと業務を執行しております。

<経営会議>

常勤の取締役、常勤監査役、執行役員等により構成される経営会議を原則週1回開催し、業務執行状況の報告を行うほか、取締役会報告事項や付議議案について、議論、検討、確認を行っております。

<リスクコンプライアンス委員会>

代表取締役が委員長を務め、全取締役、全監査役で構成されるリスクコンプライアンス委員会を四半期に1回開催しており、「リスクコンプライアンス規程」に従い、リスク管理体制、法令遵守に関する協議を行っております。

(2)監査

<内部監査>

当社では、代表取締役の承認により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役および会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、監査実施結果および改善策を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、フォローアップ監査を実施し、その実効性を確保しております。

<監査役監査>

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（2名ともに社外監査役）で構成されております。監査役会は、原則として取締役会の開催日に開催され、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの経営会議等重要な会議での状況報告、取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。なお、監査役監査につきましては、上場会社のグループ会社において経営に携わっていた期間が長く、経営に相当程度の知見を有している者を常勤監査役として選任しているほか、公認会計士および弁護士を監査役に選任しており、取締役および各部門の業務執行につき監査を行っております。また、監査役監査および内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が常勤監査役にその都度報告し、意見交換を行っております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受けるほか、適宜意見交換を行っております。加えて、監査役監査を支える体制として、主に経営戦略本部の会社業務に精通した人員による監査役監査の補助を行っております。

<会計監査人>

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、隨時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在の事業規模に鑑み、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に、監査の実効性確保の観点から組織的に十分牽制の効く当該企業統治の体制を採用しております。

また、社外取締役は、営業戦略あるいは財務戦略等に関する助言のほか、経営課題に対する提言を行うとともに、監査役会と適宜会合を持ち、取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討した上で議決権行使で きるよう、株主総会招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であり、定時株主総会は毎年11月に開催している ことから、定時株主総会の開催日は比較的集中しにくいと考えら れます。より、集中日を避けた開催日となるよう努めてまいりま す。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォーム への参加その他機関投資家の議決 権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作 成・公表	今後の検討課題と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を 開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会 の開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定 期的説明会を実施	年度決算発表後および中間決算発表後など、定期的 に開催する方針です。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内に IR ページを作成の上、決算情報及び適時開示資料等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社の IR 担当役員は取締役 CFO の加藤慶であり、IR 活動は経営管理部及び財務経理部が担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、債権者、顧客等の様々なステークホルダーの信頼を得ることが企業価値向上に大きく寄与すると考えております。変化する経営環境に対応し、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業活動を展開してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示（法令等に基づき財務数値に関連する情報）を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、経営理念に掲げる法令の遵守を率先垂範して実行するとともに、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会倫理への適合を最優先とする企業風土を醸成する。
 - (2) 「コンプライアンス規程」に従い、取締役及び担当責任部門長は意思決定プロセス及び業務執行において、コンプライアンス遵守の取り組みとその監督指導を行う。また、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
 - (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

- (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- (5) 内部監査業務は内部監査担当が主管を担い、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (6) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (7) 法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の構築及び業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び文書管理規程に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役会は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講じる。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに再発防止策を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
- (2) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (3) 当社及び子会社の取締役は、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社及び子会社の総合的な発展及び業績向上を目的に「関係会社管理規程」に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に従い、当社及び子会社に内在するリスクについて管理し、当社及び子会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

(3) 子会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社及び子会社の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役は、当社及び子会社の各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。さらに、内部監査部門は、当社及び子会社の各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵守性の面から監査及び支援を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役会は、経営戦略本部所属の使用者もしくは内部監査担当に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役の職務の補助者の人事異動については、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制をとる。

(2) 監査役の職務の補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制をとる。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員にその説明を求める。

- (2) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (3) 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制をとる。
- (5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役及び内部監査担当は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。
- (4) 監査役会が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- (2) 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は行わず、一切の関係を遮断する。
- (2) 整備状況
- ①当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断及び排除を目的として「反社会的勢力排除及び対策規程」「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、運用する。
- ②当社及び子会社は、不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

③当社及び子会社は、警察、暴力追放運動推進センター、及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は行わず、一切の関係を遮断する。

(2) 整備状況

①当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断及び排除を目的として「反社会的勢力排除及び対策規程」「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、運用する。

②当社及び子会社は、不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

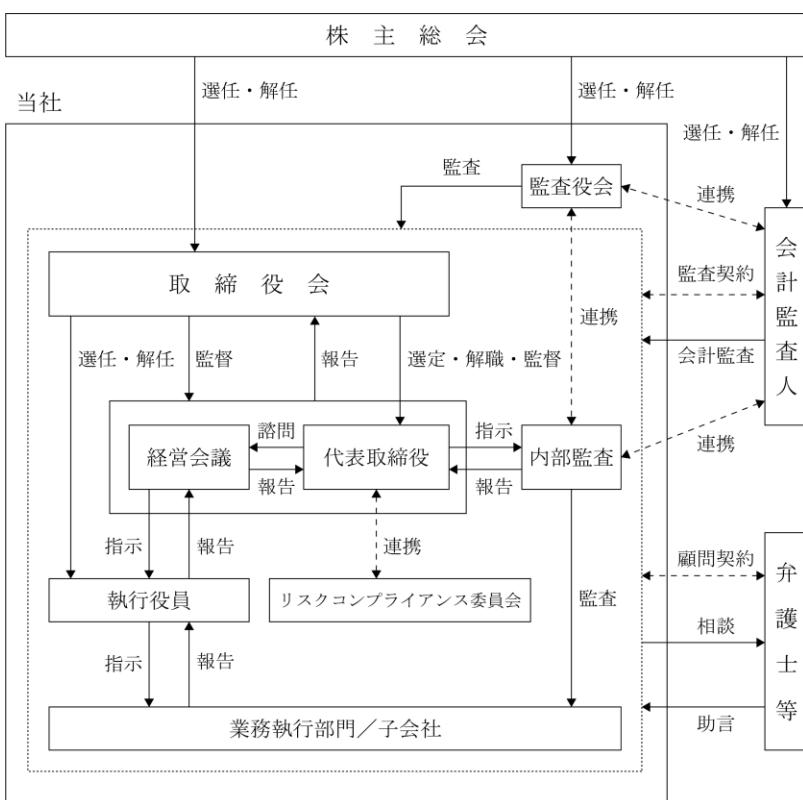
③当社及び子会社は、警察、暴力追放運動推進センター、及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】

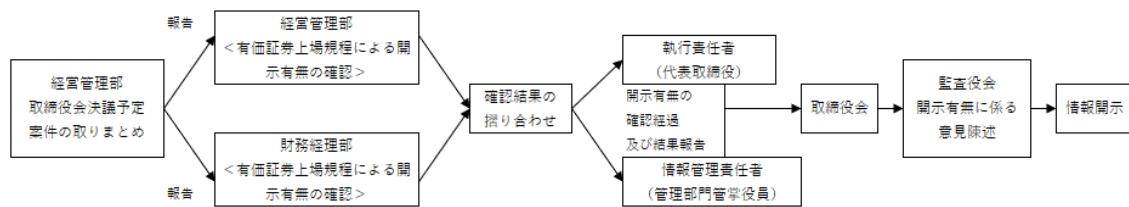


コーポレートガバナンス

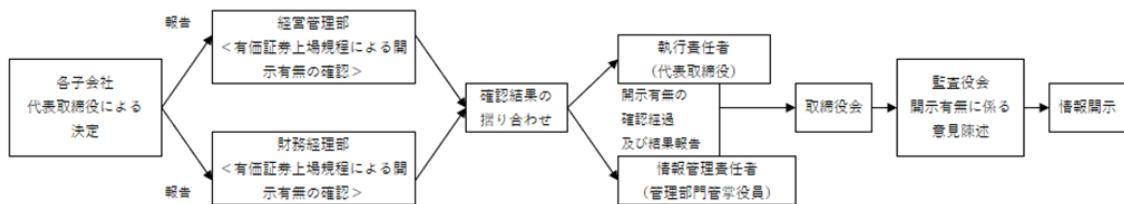
CORPORATE GOVERNANCE

【適時開示体制の概要（模式図）】

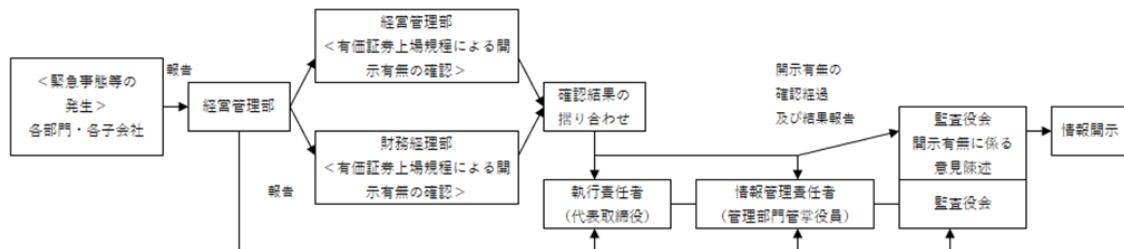
＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞



以上